



令和 8 年 7 月 3 日（金）配信

**財政制度等審議会**  
**『人口減少と不確実性の時代における国力の強化と財政運営』**  
**（令和 8 年 6 月）に対する日本歯科医師会の見解**

① 「医学部・歯学部・薬学部の定員数の削減」について

歯科医師については、「平成 24 年（2012 年）以降、国家試験の合格者数が平均で定員数の 8 割程度となっており、既に定員数が過剰な状況にある。そもそも、今後の人口減少や医療提供の効率化を踏まえれば、歯科医師・薬剤師を更に増加させる必要性は乏しいとも考えられる。」とし、「理系の学問分野間の人材配分の適正化の観点からも、医学部・歯学部・薬学部の大胆な定員削減に踏み切るべきである。」とまとめられている。しかしながら、この指摘は、歯科医師においても顕著化しつつある地域偏在や、人口の高齢化等に伴う歯科保健医療の構造変化（在宅歯科医療や口腔機能管理の需要増など）を全く踏まえておらず、単に「総数」のみに着目した多角的な視点を欠く、極めて不十分な議論と言わざるを得ない。

定員のあり方については、単なる削減論に終始するのではなく、地域偏在や社会構造の変化に伴う歯科保健医療ニーズの実態を精緻に分析した上で、関係者による丁寧な議論を尽くして慎重に今後の方針を示すべきである。

② 「高齢者医療における患者自己負担の在り方」について

高齢者医療における患者自己負担については、「就業率や医療ニーズの実態を踏まえれば、70 歳から 74 歳の者についてはもはや一律に高齢者扱いすべきでないとも考えられる。負担能力に応じた負担とする観点から、原則 3 割負担とするとともに、高齢者のみに適用される外来特例は廃止とすべきである。その上で、75 歳以上の者の負担割合については、「原則 3 割負担化」を目指す過程で、仮に経過的な措置として窓口負担割合に年齢による一定の線引きを残すとしても、現行の線引きをゼロベースで見直すとともに、例えば、新たに 75 歳以上となった方々の負担割合は 74 歳までの負担割合のまま維持することとすべきである。」とされ、高齢者に対して負担を求める内容となっている。

我が国の人口動態に鑑みれば、高齢者医療における患者自己負担の在り方について議論を深めること自体は理解する。自己負担割合の引き上げが高齢者の受療行動の抑制や疾病の重症化にどのような影響を及ぼすかについて、客観的なデータに基づき正確に把握した上で、極めて慎重に検討を行うことが不可欠である。

③ 「租税特別措置・補助金見直し」について

租税特別措置・補助金見直しについては、「効果が乏しい施策から効果の高い施策への重点化を進めていくための新たな取組」として位置付けており、「3 万 7 千件に及ぶ国民からの提案募集の結果も踏まえ、補助金や基金事業について、効果検証の強化、政策目的と手段の精査、透明性・効率性の向上等に取り組むとともに、この取組を一過性のものとせず、歳出改革として補助金・基金の在り方の見直しにつなげ、国民への説明責任を果たしていくべきである」との記載もされ、政策実施後

の成果を測定し、必要に応じて修正するなど、より良い政策へと更新していく予算編成サイクルを回すことが重要であり、その中核として、EBPM（証拠に基づく政策立案）の活用的一端として、今後の一層の推進を求める内容となっている。

証拠に基づく政策立案の重要性は認識しているが、医療・保健分野においては、短期的な効果判定が困難な事業や、効果の数値化自体が馴染まない性質の事業等や維持を目的とした事業も多数存在する。したがって、画一的な効果検証に陥ることなく、個々の事業の性質を十分に把握した上で、慎重に評価・検討を行うことが不可欠であると考えます。

本会がこれまで繰り返し主張してきた通り、「財政ありき」の議論ではなく、「国民が安心して医療を受けられる環境をいかに維持・発展させるか」という視点に立ち、厚生労働省をはじめとする関係者間で慎重かつ十分に議論を進める必要がある。日本歯科医師会は、今後も安心・安全で質の高い歯科医療を国民に継続的に提供すべく、適切な診療報酬の確保及び歯科医療機関への必要な支援を引き続き求めていく。

.....  
**●問い合わせ先**

公益社団法人日本歯科医師会 広報課

TEL : 03-3262-9322

FAX : 03-3262-9885

日本歯科医師会ホームページ <https://www.jda.or.jp/>

